

八雲町キャッシュレス決済導入業務に係る公募型プロポーザル実施要領

八雲町キャッシュレス決済導入業務については、公募により民間の優れた創造力・技術力・経験等を活用した企画提案を募集し、その内容を審査して最優秀の提案をした者を随意契約の交渉相手方として選定する（以下「公募型プロポーザル方式」という。）もので、参加を希望する者は本実施要領を参照のうえ、参加申請書類を提出すること。

1 業務概要

(1) 業務名

八雲町キャッシュレス決済導入業務

(2) 業務の概要

証明等手数料等の支払いは、納入通知書により現金のみの取り扱いとされてきたが、町民の利便性向上を図るため、バーコード決済やクレジットカードなど、町役場本庁舎住民生活課戸籍住民係窓口、熊石総合支所住民サービス課窓口、落部支所窓口での収納においてキャッシュレス決済を導入するため、キャッシュレス決済端末と POS（販売時点情報管理）レジ端末等必要機器一式の調達、端末等のセットアップサポート、端末機器の操作研修の実施とマニュアルの提供、端末機器の運用・保守の実施、及び指定納付受託業務を行うこと。

(3) 業務内容及び要求仕様

「八雲町キャッシュレス決済導入業務基本仕様書」（以下「基本仕様書」という。）のとおりとする。

なお、契約時の仕様書については、提案内容を反映し、基本仕様書とは異なる場合がある。

(4) 業務期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

【初期導入業務に係る契約】

契約締結日から令和 6 年 10 月 31 日まで

【指定代理納付受託業務、保守業務などランニングコストに係る契約】

利用開始日（令和 6 年 11 月 1 日（予定））から令和 7 年 3 月 31 日まで

(5) 提案限度価格（初期導入時作業に係る経費と保守、利用料）

4,774,440 円（消費税及び地方消費税に相当する金額を含む）

※ この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、八雲町キャッシュレス決済導入業務に係る公募型プロポーザルの規模を示すためのものであることに留意すること。

※ POS レジ及びキャッシュレス決済端末等の保守料及び POS 等利用料は稼働初年度分（令和 6 年 11 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）を含む。なお、翌年度以降についても単年度ごとに別契約を予定。

※ この金額は基本仕様書における決済手数料を含んでいない。

(6) 契約形態

最優秀事業者との協議による。

※ 契約については、協議により導入経費、保守・POS ランニングコストに係る経費等を分割して行うことがある。

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (2) 参加表明書の提出締切日において、八雲町競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けている者（指名停止を受けている場合においては、入札参加資格審査申請書等の提出期間中にその停止の期間が経過している者を含む。）でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。
- (4) 国、県、町（市）税等の滞納がないこと。
- (5) 八雲町暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団関係事業者でないこと。
- (6) 令和 6 年 3 月末以前から継続して市町村の窓口収納におけるキャッシュレス決済業務の類似提案の受注及び受託実績を有していること。
- (7) 複数の事業者による共同提案を行うこともできるが、次の要件を満たすこと。
 - ア 共同提案を行う事業者（以下「構成事業者」という。）のうち、1 者を代表事業者に定め、町への質疑や書類提出等は代表事業者が行うこと。
共同提案の例：キャッシュレス決済事業者（指定納付受託者候補の事業者）と POS システムサービス提供事業者の共同提案
 - イ 構成事業者全てが、上記（1）から（6）の参加資格を満たしていること。

3 参加表明書の提出について

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、下記の提出書類を期限までに提出すること。

期限までに連絡も無く参加表明書を提出しない場合は、提案を受け付けない。

- (1) 提出書類 下記のをまとめたものを提出すること。

なお、共同提案を行う場合は、②事業者概要書、③導入実績調書及び④担当者に関する調書は、代表事業所、共同事業所それぞれの書類を作成し、①プロポーザル参加表明書と一緒に代表事業者がまとめて書類を提出すること。

①プロポーザル参加表明書（様式第 1-1 号）

※複数の事業者による共同提案の場合はプロポーザル参加表明書（様式 1-2-1 号）と共同参加事業者構成表明書（様式 1-2-2 号）

②事業者概要書（様式第2号）

③導入実績調書（様式第3号）

※実績を証明する資料（契約書写し等）を添付すること。

④担当者に関する調書（様式第4号）

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出方法 持参・郵送・電子メール

(4) 提出期限 令和6年6月17日（月）午後5時必着

※受付時間は、開庁日の午前9時から午後5時までとする。

(5) 提出場所 八雲町役場会計課会計係（担当者：菊地）

〒049-3192 北海道二海郡八雲町住初町138番地

電 話 0137-62-2113

F A X 0137-62-2120

電子メールアドレス kaikei@town.yakumo.lg.jp

(6) 確認結果 令和6年6月21日（金）までに、参加資格確認結果通知を送付する。

(7) 非選定理由

ア 企画提案書の提出要請者に選定されなかった者は、(6)の通知した日の翌日から起算して5日以内に書面（任意様式）により非選定理由について説明を求めることができる。

イ 非選定理由の説明請求に対する回答は、説明を求めることができる期限の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

4 プロポーザル等に関する質問の受付及び回答について

本プロポーザル及び関係書類に関する質問は、提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

(1) 受付期間 令和6年6月7日（金）～令和6年6月17日（月）午後5時必着

(2) 受付場所 3の(5)に同じ。

(3) 受付方法 質問書（様式第5号）を電子メールにて送付すること。

(4) 回答方法 電子メールにて回答する。なお、質問及び回答の内容は、町ホームページにて公表する。

(5) 回答日 令和6年6月21日（金）

5 企画提案書等の提出について

(1) 提出期限 令和6年6月28日（金）午後5時必着

(2) 提出場所 4の(2)に同じ。

(3) 提出方法 持参（開庁日の午前9時から午後5時まで）又は郵送（配達証明書付書留郵便とし提出期限内必着）とする。

- (4) 提出書類 ①企画提案書（様式第6号）
②提案資料（A4任意様式）
③業務処理計画表（任意様式）
④見積書（様式第7号）
⑤設置する機器の概要や機能が分かる製品カタログ等
⑥プレゼンテーション参加者名簿（様式第8号）
- (5) 提出部数 正本1部、副本10部、及び電子データ1部

6 審査、評価及び選定について

(1) 審査会の設置

提案書等の審査及び評価は、八雲町キャッシュレス決済導入業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において行う。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

- ① 参加資格があり必要書類を提出した者（以下、「提案者」という。）について、下記の日程でプレゼンテーション及びヒアリングを行う。日程等の詳細が決まり次第、提案者に通知する。

ア) 日時（予定）：令和6年7月8日（月）又は9日（火）を予定

イ) 会場（予定）：八雲町役場3階議員控室 ※インターネット環境はない

ウ) 参加人数：5名以内

エ) 時間配分：60分（プレゼンテーション40分・質疑応答20分）

- ② プロジェクター、スクリーン（又は大型モニター）は町で用意する。プレゼンテーションに使用するパソコン等については、提案者で用意すること。

- ③ プレゼンテーションは、提案書等に基づき時間内で終わるものとし、資料の追加配布は認めない。

(3) 選定基準

審査及び主な評価項目は、別紙のとおりとする。

(4) 選定

審査会において、提案書等の内容及びプレゼンテーションの提案内容を総合的に審査及び評価し、最高得点者を本業務の最優秀事業者を選定する。

なお、最高得点者が複数となった場合は、審査会の合議により順位を決定し、本業務の最優秀事業者とする。

また、提案者が1事業者のみであった場合は、評価項目合計の6割を最低基準点とし、最低基準点を満たす場合は当該事業者を本業務の最優秀事業者とする。

最優秀事業者に事故等があり、契約が不能となった場合には、優秀者を契約交渉相手方とする。

結果については、令和6年7月中旬頃を目途に、提案者に対し文書で通知する。

7 失格条項等

本プロポーザル参加者が次の事項のいずれかに該当した場合には、審査会において審査の上、プロポーザルの参加を無効とする。

- (1) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (3) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当した場合
- (5) 本要領に定められた以外の手法により、審査員及び関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求めた場合
- (6) 提出書類の提出期限以降において、八雲町競争入札参加資格者指名停止事務処理要領に基づく指名停止の措置を受けた場合
- (7) 本要領に違反又は逸脱した場合
- (8) プレゼンテーション及びヒアリングに正当な理由なしに参加しなかった場合

8 その他

- (1) 提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用は、その一切を提案者の負担とする。
- (2) 提出された参加表明書及び提案書等は、返却しない。
- (3) 提出された参加表明書及び提案書等は、提案者に無断で利用しない。ただし、本プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲においては、参加表明書及び提案書等の複製、保存等を行う。
- (4) 参加表明書及び提案書等の提出後、提案の辞退を行う場合は、「辞退書」(様式第9号)により申し出ることとし、提案辞退後は、いかなる理由があっても再提案は認めない。
- (5) 提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。ただし、町が本プロポーザルに関する報告、公表のため必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。また、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、八雲町情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。
- (6) 本プロポーザルの実施及び業務スケジュールは以下のとおり予定しているが、変更する場合がある。この場合、参加表明者に文書等で通知する。

日程	内容
令和6年6月7日(金)	関係書類公表開始日
令和6年6月7日(金)～6月17日(月)	質問受付期間
令和6年6月21日(金)	質問に対する回答
令和6年6月17日(月)	参加表明書等提出期限

令和6年6月21日（金）	参加資格確認結果通知
令和6年6月28日（金）	企画提案書等提出期限
令和6年7月8日（月）～9日（火）	プレゼンテーション審査
令和6年7月中旬頃	選定結果通知
令和6年7月中旬～下旬	契約手続き
令和6年7月下旬～10月21日まで	システム構築委託
令和6年10月下旬～31日まで	操作研修会、試験運用
令和6年11月1日～令和7年3月下旬	実運用